

「宮古島市地産地消推進協議会」設置要領

(名称)

第1条 この組織は、宮古島市地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、生産者と消費者及び事業者が連携を深め、宮古島市内で生産される農林水産物の生産振興と市内消費の拡大を促進し、伝統的な食文化の継承と健康的な食生活を維持するとともに、未利用資源の利活用による生産者の所得向上に繋げるため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宮古島市地産地消推進基本計画に関すること。
- (2) 学校給食、福祉施設及び観光関連を含む飲食店等での地産食材の活用促進に関すること。
- (3) 地産食材の普及啓発活動推進に関すること。
- (4) ストック機能・一次加工強化を図る6次産業化の推進に関すること。
- (5) 関係事業者のネットワーク強化に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる会員をもって構成する。

- 2 協議会の円滑な運営・管理のため、特定事項についてはプロジェクトチームを設置する。
- 3 事務局を宮古島市産業振興局産業振興課に置き、事務局は会議の準備と議事録の作成を行う。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長・副会長は、会員の互選によって決定する。
 - 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。なお、役員に異動等があった場合は、後任者が務めるものとする。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、会員の要望に応じて会長が招集し、会長が会の議長となる。ただし、会長が事故あるときは、副会長が職務を代行する。

- 2 会議は、会員相互の取り組みを知り、課題を共有し、協力して取り組む事項を確認すること

を目的に開催するものとする。

3 会議は、次に掲げる事項について、協議又は決定する。

(1) 宮古島市地産地消推進基本計画の策定又は変更に関すること。

(2) 宮古島市地産地消推進協議会設置要領の改正に関すること。

(3) 地産地消推進事業に関すること。

(4) プロジェクトチームの設置に関すること。

4 会議の内容については、要旨を作成し、公表する。

5 会議の議事録や共有された情報等については、原則非公開とする。

(経費)

第7条 協議会における経費は、協議会員の機関において処理するものとする。

(事業年度)

第8条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要領は、平成23年1月20日から施行する。

この要領は、令和3年5月11日から施行する。

この要領は、令和5年5月18日から施行する。